

富良野市農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○富良野市農業委員会委員定数条例 昭和42年1月16日条例第3号 改正 昭和42年3月31日条例第25号 平成17年12月16日条例第39号 富良野市農業委員会委員定数条例 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条及び第12条の規定による本市農業委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>1 農業委員会の選挙による委員 <u>23人</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 選挙による委員の定数は公布後最初に行われる農業委員会委員選挙から適用する。</p> <p>附 則（昭和42年3月31日条例第25号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年12月16日条例第39号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年●月●日条例第●号） （施行期日） この条例は、公布の日から施行し、改正後の富良野市農業委員会委員定数条例の規定は、平成28年4月1日より適用する。</p> <p>（経過措置） 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の場合においては、この条例による改正後の富良野市農業委員会委員定数条例の規定は適用せず、この条例による改正前の富良野市農業委員会委員定数条例の規定は、なおその効力を有する。</p>	<p>○富良野市農業委員会委員定数条例 昭和42年1月16日条例第3号 改正 昭和42年3月31日条例第25号 平成17年12月16日条例第39号 富良野市農業委員会委員定数条例 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条及び第12条の規定による本市農業委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>1 農業委員会の選挙による委員 <u>16人</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 選挙による委員の定数は公布後最初に行われる農業委員会委員選挙から適用する。</p> <p>附 則（昭和42年3月31日条例第25号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年12月16日条例第39号） この条例は、公布の日から施行する。</p>